

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第93号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「検査職員証」の右に「(第1号様式)」を、「滞納者財産差押職員証」の右に「(第2号様式)」を加える。

第10条の5第1項ただし書中「第14条の9」の右に「、第15条の3」を加え、同条第2項本文中「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第3号」に改める。

第11条を削る。

第11条の2第1項第1号ア及びイ以外の部分中「ア」の右に「からウまで」を加え、「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに掲げる額と」を削り、同号ア中「額」の右に「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額

第11条の2第1項第2号ア及びイ以外の部分中「ア」の右に「からウまで」を加え、「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに掲げる額と」を削り、同号ア中「額」の右に「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する18歳以上被保険者の数を乗じて得た額

第11条の2第2項各号列記以外の部分中「第1号」の右に「から第3号まで」を加え、「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額と第2号に掲げる額と」を削り、同項第1号中「額」の右に「に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する18歳以上被保険者の数を乗じて得た額

第11条の2を第11条とし、第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り上げ、第18条を削り、第19条を第17条とする。

附則第2項中「第11条の2第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削り、附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（被扶養者であった者の保険料の減額の申請等）」を付し、附則第6項を附則第4項とする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第3条関係）」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第3条関係）」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第11条を削る改正規定、第11条の2を第11条とし、第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り上げ、第18条を削り、第19条を第17条とする改正規定、附則の改正規定及び様式の改正規定は、同年6月10日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の京都市国民健康保険規則の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）